

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）

3373号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 吉川浩民：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>ありだ かわらう
実りを迎えるあらぎ島（和歌山県有田川町）

も く じ

随情情 情 政 活活

想報報 報 策 動動

令和8年熊本地震に関する緊急要請活動を実施
「第2回『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場」に
棚野会長と中島財政委員長が出席
森林・林業基本計画及び全国森林計画の変更について
「百年つづく森の国・木の街」へ 林野庁林政部企画課
災害時の「車の問題」に、自治体はどう備えるか？
「災害サポーター・レンタカーの仕組みと、自治体ができること」
町村ご当地キャラじまん
鬼の町！改質リグニンへの挑戦！
愛媛県鬼北町長 兵頭 誠亀
(16)(13)(12)(9) (6) (5) (2)

コラム

「住むは澄む」という感覚を乗り越える

九州大学大学院法学研究院教授 嶋田 暁文

詩人の谷川俊太郎は、石牟礼道子らと行った座談会の中で『岩波古語辞典』に、「住む」は「澄む」と同根であるといふことが出てきた。と興奮気味に語っている（『漂泊と定住のはさまで』『ふるさと』の環境学 平凡社カルチャー・today, 1979年）。「ある一カ所に住むということ」は、「濁っている水が自然に沈殿していつか、それが澄んでくるということ」と同じだといふのである。こうした感覚は、今日の日本の地域社会にも根強く残っているように思われる。たとえば、「すくなくないな」って思ってしまう人間（ヨソ者）は信頼できない。「すくなくない」に「住んで」いる者であれば、裏切らないし、責任ある行動をとるはずだ」といった発想が今なおよくみられるのは、その証左ではないか。地方自治法が「住民」と定義しているのも（同法10条1項）、「住むは澄む」という感覚と響き合うところがある。「住民」は、その属する自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う、とされる（同法2項）。逆に言えば、その市町村の区域外に住む者は、地方自治法10条1項、当該市町村の「住民」としての権利・義務の主体とは位置づけられない。

しかし、こうした「住民」のとなえ方を相対化する動きが生じてきた。第1に、その区域に住んでいても日中にいない者もいるし、逆に「住んでいない」でも日中にその区域内で活動する者もいる。このうち後者については、法的な意味での「住民」でなくとも、地域社会を構成し、まちづくりを担う「市民」として位置づけた方がよいのではないか。全国各地の自治基本条例が、区域内の居住者だけでなく、通勤・通学者や区域内で活動する者などを独自に「市民」と定義してきた背景には、そうした発想が存在していた。

第2に、2016年頃からであろうか、住んでいなくても継続的かつ多様な形で地域に関わる人、いわゆる「関係人口」が注目されるようになった。そして、2025年には、住所以外の地域に継続的に関わる人を「ふるさと住民」として登録し、関係人口を可視化する「ふるさと住民登録制度」を創設する方針が打ち出された。現在、その本格運用に向けた制度設計や準備が進められている。これは、「住んでいないけれど、好きな地域に関わりたい、その地域のために何かしたい」という思いを持つ人を公式に迎え入れ、地域で活躍してもらうための仕組みであり、「住んでいない人たちが一緒に地域づくりに進める」という新たな可能性への挑戦にほかならない。

移住者に対し、定住へのプレッシャーをかけた「どうせすくなくない」なくなるんだらう？」などと牽制し、冷たく対応したりするのはなく、「仮に将来的に他の地域に移住したとしても、関わり続けてくれるような関係づくり」を心掛けるべきであろう。

「住むは澄む」という感覚を乗り越え、「住んでいなくてもいいか」という二分法ではなく、その地域との「関わりの実質」から地域の構成員をとらえ直していく必要がある。

写真キャプション

紀伊半島の北西部に位置する有田川町のシンボルとも言える、あらぎ島。弧を描くように流れる有田川に囲まれた扇形の棚田は、江戸時代初期（1655年頃）に開田が始まり、その当時に整備された水路は、今なお現役で使われている。2013年には周囲の景観とともに「関島及び三田・清水の農山村景観」として国の重要文化的景観に選定された。

令和8年熊本地震に関する 緊急要請活動を実施

内閣官房



▲左から草村熊本県町村会副会長、棚野会長、木原内閣官房長官、竹崎一成熊本県町村会長、藤本熊本県町村会監事

国土交通省



▲金子国土交通大臣（中央）

内閣府



▲あかま防災担当大臣（中央）

全国町村会と熊本県町村会は、9月2日、令和8年熊本地震からの早期復旧・復興を図るため、緊急要請活動を行った。

要請活動には、棚野孝夫全国町村会長（北海道白糠町長）、竹崎一成熊本県町村会長（芦北町長）、草村大成熊本県町村会副会長（高森町長）、藤本一臣熊本県町村会監事（氷川町長）が参加した。

「令和8年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた緊急要請」は、本会と熊本県町村会の連名によりとりまとめたもので、①被災自治体の行政執行体制の確保と地方負担の抜本的軽減、②被災者の住まいと生活再建に対する支援の拡充、③応急仮設住宅の確保及び避難生活・健康支援の充実、④公共イン

フラ及び学校・福祉等の公共公益施設の早期かつ柔軟な復旧、⑤中小企業・小規模事業者及び観光関連事業者の事業再建・継続の支援、⑥農林水産業の早期再建と営農継続に対する支援の強化、⑦災害廃棄物処理及び公費解体を迅速かつ円滑な推進、⑧既存制度で対応できない被害への支援と、復旧・復興段階に応じた柔軟な財源措置―の計8項目について要請した。

棚野会長及び熊本県町村会役員は、木原総内閣官房長官、金子恭之国土交通大臣、あかま二郎内閣府防災担当大臣、高橋克法総務副大臣、古賀篤自由民主党令和8年熊本地震対策本部事務局長に面会し、被災町村の現状や課題を説明するとともに、復旧・復興に向けた国による万全な支援を要請した。

要請に対し、木原内閣官房長官は「準備費を活用しながらしっかりとバックアップをしていく。支援が行き届いていない被災地があれば、遠慮なく知らせてほしい」と述べ、被災地への支援に全力で取り組む考えを示した。

令和8年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた緊急要請

令和8年7月28日に発生した熊本地震では、県内各地において、甚大かつ深刻な被害が生じました。国におかれましては、人的・物的支援をはじめ、予備費の活用や激甚災害の指定など、迅速かつ多方面にわたるご支援をいたたいと願っております。

しかしながら熊本県では、平成28年熊本地震以降も豪雨災害等が相次ぎ、

活 動

自由民主党



▲古賀事務局長（中央）

総務省



▲高橋総務副大臣（中央）

過去の災害からの復旧・復興に取り組む中で、再び被災した地域もあります。また、今回は、これまで以上に被害が広範囲に及び、既存制度では十分に対応できない課題も顕在化しております。

国におかれましては、被災した住民や事業者が一日も早く安心した生活と生業を取り戻し、被災町村が復旧・復興に全力で取り組むことができるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1 被災自治体の行政執行体制の確保と地方負担の抜本的軽減

(1) 土木・建築等の技術職員をはじめ、被害認定、公費解体、災害査定、農業、上下水道等に必要な専門人材及び事務職員について、短期の応援にとどまらない中長期的・継続的な派遣を行うとともに、その受入経費について十分な財政措置を講じること。

(2) 避難所運営、被災者支援、職員の時間外勤務、公共施設の応急復旧等、自治体の財政力にかかわらず実際に生じる災害対応経費について、実負担を十分に踏まえ、災害救助法に基づく救助事務に係る事務費を含め、特別交付税等により十分な財政措置を講じること。特に、過去の地震・豪雨災害等による復旧事業や地方債を抱えたまま、今回新たな復旧費や地方債負担が重なる自治体について

は、いわば公的な二重負担が生じることから、補助率の高上げ、交付税措置の拡充、既往債への対応等、特段の地方負担軽減措置を講じること。

2 被災者の住まいと生活再建に対する支援の拡充

(1) 一部損壊・準半壊等を含め、現行の被災者生活再建支援制度では十分な支援が届かない世帯への支援を拡充すること。

(2) 住宅の応急修理については、実際の施工費や被災地の実情を踏まえ、対象範囲、限度額、実施期限等を見直すとともに、耐震診断、耐震改修及び必要な建替えへの支援を充実すること。また、住宅本体だけでなく、地割れや液状化により被災した宅地、擁壁・土留め、危険ブロック塀、生活道路として利用される私道、個人井戸等についても、生活再建に不可欠なものとして柔軟な支援を講じること。特に、危険ブロック塀等については、余震が続く中、通学路・避難路や緊急車両の通行にも支障を及ぼすことから、迅速に活用できる災害時の支援制度を講じること。

3 応急仮設住宅の確保及び避難生活・健康支援の充実

(1) 応急仮設住宅及び賃貸型応急住宅（みなし仮設）について、被災地域の地形、土地利用、住宅事情等を踏まえ、立地・供与要件や家賃上限等

を弾力的に運用し、必要な住まいを早期に確保すること。特に、建設型応急住宅の整備において現行制度では浸水想定区域においては建設不可となっている。町内平坦部全域が浸水想定区域に指定されている団体においては建設用地の確保が困難であるため、基準の緩和と二階建て建設型応急住宅並びに自宅敷地内への建設型応急住宅の整備について対応すること。また、賃貸型応急住宅において、二者契約から三者契約へ切り替えた場合には、入居時に負担した損害保険料や仲介手数料等の初期費用についても遡及して支援対象とする制度を整備すること。

(2) トイレ、キッチン、ベッド、パーティション等の避難所資機材について、個々の自治体による備蓄には保管場所・財政面で限界があることから、国・広域単位（例えば関東・関西・九州などのブロックごと）での備蓄・供給体制を強化するとともに、民間との連携を含め、食事提供体制の充実を図ること。

(3) 酷暑期の災害を踏まえ、避難所・福祉施設等の空調・非常用電源、仮置場や家屋調査等の熱中症対策を支援するとともに、在宅・車中泊避難者を含む被災者の把握・見守り、医療・生活支援、災害関連死防止及び子ども等の心のケアに必要な専門職・財政的支援を継続すること。

活 動

4 公共インフラ及び学校・福祉等の公共公益施設の早期かつ柔軟な復旧

(1) 道路、河川、上下水道等について、災害査定の簡素化・迅速化、査定前着工の積極的な活用、必要な技術職員の派遣等により早期復旧を図るとともに、市町村単独で対応困難な大規模被害については、国による直轄・権限代行等を含む強力な支援を講じること。

(2) 老朽化した施設が再び被災している実情を踏まえ、単なる原形復旧に限定せず、上下水道施設等の建替えや耐震化、再度災害防止のための改良復旧を可能とすること。

(3) 学校、保育・就学前施設、児童福祉施設、社会教育施設等についても、資材費・人件費等の高騰を踏まえて補助基準額の引き上げや対象の見直しを行うとともに、老朽施設については建替えや現地外復旧、避難所機能向上のための空調設備整備等を柔軟に認めること。

5 中小企業・小規模事業者及び観光関連事業者の事業再建・継続の支援

(1) 被災した店舗、工場、倉庫、設備等の復旧に対する十分な補助制度を早期に講じるとともに、仮設設備、代替店舗、原材料・資材の調達等、本格復旧までの事業継続に必要な経費について幅広く支援すること。

(2) 企業規模や直接被害の有無のみで支援対象を限定せず、原材料供給停止、物流停滞、受注減少、操業停止・縮小等、サプライチェーンを通じて実質的な影響を受けた事業者についても支援対象とすること。

(3) 過去の災害からの再建に伴う借入債務を抱える事業者が、今回の被災により再び復旧資金の借入れを余儀なくされる場合には、新旧の債務が重なり事業継続を困難にするおそれがあることから、資金繰り支援と併せ、二重債務対策を十分に講じること。

(4) 直接被害が比較的小さい地域でも宿泊キャンセルや旅行控えが生じていることから、セーフティネット保証、雇用調整助成金等の要件緩和及び効果的な観光需要回復策を講じること。

6 農林水産業の早期再建と営農継続に対する支援の強化

(1) 被災した農地、農業用水路、パイプライン、ため池、農業用倉庫、農業機械等について、早期復旧・再取得に必要な十分な支援を講じること。今回の地震では作付け期間中に被災した農地も多く、現時点では確認できない被害が稲刈り後等に判明する可能性があることから、被害確認時期や申請期限を弾力的に運用すること。

(2) 高齢農業者や後継者が未定の農業者についても、被災を契機とした離農を防ぐ観点から営農継続要件等を柔軟に運用することともに、選果場等、一施設の被災が産地全体の生産・出荷に影響する共同利用施設について重点的な復旧支援を講じること。

(3) 農道橋、農道トンネル、ため池等について、緊急点検、既存事業の優先採択、補助要件の緩和及び自治体・受益者負担の軽減を図ること。

7 災害廃棄物処理及び公費解体を迅速かつ円滑な推進

(1) 災害廃棄物の仮置場の設置・運営・撤去及び広域処理について十分な財政的・技術的支援を行い、被災自治体のみでは対応困難な場合には、国・県が主導して広域的な処理・運搬体制を構築すること。

(2) 公費解体・自費解体について、被災者及び自治体が早期に判断・着手できるよう基準単価及び対象範囲を速やかに明確化し、倉庫、車庫、ブロック塀等についても生活環境保全上必要なものは柔軟に対象とすること。

(3) 建物登記情報の無料取得や行政機関によるオンライン閲覧等、公費解体に伴う被災者・自治体の手続負担を軽減すること。

8 既存制度で対応できない被害への支援と、復旧・復興段階に応じた柔軟な財源措置

(1) 今回の地震では、公有でない危険ブロック塀や擁壁、地域所有の集会所、

消防団施設、地域コミュニティの維持に不可欠な神社・祠・墓地、指定外文化財等において被害が現実になっているにもかかわらず、既存制度では十分な支援が及ばない「制度の谷間」が多数生じている。これらについて、まずは関係省庁において、既存制度の弾力的運用、対象・補助率の拡充、新たな支援制度の創設等により、可能な限り個別制度で対応すること。その上で、各省庁の制度を最大限活用してもなお対応できない被害・課題については、自由度の高い復興財源・基金を含め、地域の実情に応じて柔軟に支援できる仕組みを講じること。

(2) 今後の被害把握や復旧・復興の進展に伴い、新たな課題が生じることも見込まれることから、一度限りの支援にとどめず、復旧・復興の段階に応じて必要な制度・財政措置を機動的かつ継続的に追加・拡充すること。

令和8年9月2日

全国町村会長 棚野 孝夫
熊本県町村会長 竹崎 一成

● 休刊のお知らせ ●

9月21日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3374号は9月28日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

活 動

「第2回『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場」に 棚野会長と中島財政委員長が出席



棚野孝夫会長（北海道白糠町長）と中島栄財政委員会委員長（茨城県美浦村長）は8月31日、「第2回『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場」にオンラインで出席した。今回の合合は、第1回協議の場で示された地方側の意見に対する国の対応案が示されるところに、給付付き税額控除に関する国と地方の役割分担や財政負担、事務執行のあり方等について意見交換を行うため開催された。

はじめに、城内実全世代型社会保障改革担当大臣から挨拶があった後、地方三団体の代表者がそれぞれ発言した。本会の棚野会長は、過去の給付金事務において町村職員が心身ともに大きな負担を抱えながら対応してきたことを踏まえ、人口減少のさらなる進行により、現状の事務体制を維持していくことすら「層困難」になっていくことが考えられる中、また今後ますます自主財源の確保が厳しくなっていく中で、新たな給付事務が加わることによる事務負担や財政負担への懸念を表明した。

続いて、事務局から第1回協議の場の資料について説明が行われた後、城内大臣から、第1回協議の場で示した地方側の意見に対する対応方針について説明があった。城内大臣は、給付事務に係る負担について、実務検討チームや地方側の意見を踏まえながら法制上の措置や負担軽減策を講じる考えを示すとともに、制度導入後も国と地方の役割分担について継続的に検討していくと述べた。また、財政負担については地方の財政運営に支障が生じないよう必要な財政措置を講じる旨の説明

があった。

その後の意見交換において、棚野会長は、「今回の給付事務は本来、国が果たすべき役割に係るものである」と指摘した上で、やむを得ず地方に担わせる場合には、その期間を法令に明記するよう求めた。あわせて、給付事務に係る負担軽減策を講じることも、実務検討チームで出た意見について二つ二つ丁寧に対応するよう要請した。また、財政規模や財政余力の小さい町村にとって新たな負担を受け入れられる状況はないとして、国の責任において確実な財源保障を講じるよう重ねて求めた。

これに対し、城内大臣は、事務費を含め地方の財政運営に支障が生じないよう対応していく考えを示した。また、「地方自治体の実情や現場の声を踏まえながら、地方が納得できる形で制度の円滑な導入に取り組んでいく」と述べ、協議の場は終了した。



▲中島財政委員長



▲棚野会長

森林・林業基本計画及び全国森林計画の変更について ～百年つづく「森の国・木の街」へ～

林野庁林政部企画課

1. はじめに

森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）は、森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画です。基本計画は、おおむね5年ごとに変更することとされていることから、日之影町の佐藤貢町長も委員として参画する林政審議会で2025年9月から議論を重ね、森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえて見直すとともに、これに即して全国森林計画を変更しました。

新たな基本計画（2026年6月閣議決定）では、幅広い関係者との連携の下、将来に希望を持って挑戦できる構造を確立し、先人から受け継いだ豊かな森林を適切に循環利用することを通じて、日本列島全体を強く豊かにし、百年先の未来へつなげていきたいとの思いを込め、「百年つづく『森の国・木の街』へ」という副題を初めて設けるなど、さまざまな変更を行いました。

本稿では、特に市町村行政に関わる内容に重点を置いて、概要をご紹介します。

2. 基本計画の変更について

1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

（1）前基本計画に基づく施策の評価等

前基本計画の下では、全ての人々が、自然の恵みを受け続けながら、豊かで人間的・文化的な社会経済生活を営むことのできる社会の構築をめざして、国土と自然の根幹である森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を推進してきました。

この結果、造林の省力化・低コスト化や森林経営管理制度による市町村への経営管理権の集積等に一定の進展が見られるとともに、建築用材等の国産材率が半世紀ぶりに5割を超えました。その一方で、依然として立木価格が低迷している中で再造林等にかかる経費負担が大きいことや、区域内での主伐後は原則、植栽することとされている、特に効率的な施策が可能な森林の区域（以下「効率的な森林区域」という。）の設定等の取組が緒についたばかりであることなどにより、人工林の主伐後に天然更新が選択され、再造林が十分に進んでいないという状況が見受けられています。

（2）森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

新たな基本計画では、環境に配慮した企業経営等を求める社会的気運の高まりを好機と捉えつつ、複合的な山地災害や大規模な林野火災等の新たな危機に対応するため、森林資源の循環利用と付加価値の創出による「林業・木材産業の成長の実現」と、「国民の安全・安心を根底から支える多様な健全な森林づくり」を進めることにより、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、「森の国・木の街」の実現をめざすこととしています。

2 新たな基本計画における目標等
基本計画では、森林・林業基本法に基づき、「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」と、「林産物の供給及び利用に関する目標」の2つの目標を定めています。

また、新たな基本計画では、目標達成に向けて取り組むべき具体的施策について、その有効性を示すための成果指標（KPI）を初めて設定しました。民有林の効率的な森林区域等の面積等について2030年度の指標を設定しており、こうしたKPIの検証等と施策の見直しを行うPDCAサイクルを実践し、目標の着実な達成を図ります。

（1）森林の有する多面的機能の発

政 策

（表1）森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	R7年 (現況)	目標とする森林の状態			(参考) 指向する 森林の状態
		R12年	R17年	R27年	
森林面積(万ha)					
人工林	1,020	1,010	1,000	980	630
天然林	1,490	1,500	1,510	1,530	1,870
うち、利活用等により 機能の維持増進を図る天然林	110	130	150	190	520
合計	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

注1：「人工林」は、主として植栽又は人工下種により成立している森林で伐採跡地を含み、「天然林」は、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含む。
2：「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」は、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林で、現況は、天然林のうち人為により成立しているものを集計している。
3：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、令和7年を基準として算出している。
4：令和7年の値は、令和7年4月1日の数値で、森林資源現況調査から推計している。
5：十万ha単位で四捨五入しているため、内訳と計とは一致しない場合がある。

（表2）木材供給量の目標

(単位:百万㎡)

	R6年 (実績)	R12年 (目標)	R17年 (目標)
木材供給量	35	40	42

（表3）用途別の利用量の目標

(単位:百万㎡)

用途区分	総需要量			利用量		
	R6年 (実績)	R12年 (見通し)	R17年 (見通し)	R6年 (実績)	R12年 (目標)	R17年 (目標)
建築用材等 計	32	34	35	18	23	26
製材用材	25	26	26	14	18	20
合板用材	8	8	9	4	5	6
非建築用材等 計	50	50	50	17	17	17
パルプ・チップ用材等	27	26	26	4	4	4
燃料材	23	24	24	12	13	13
合計	82	85	85	35	40	42

注1：用途別の利用量は、国産材に係るものである。
2：各用途には輸出を含む。
3：「パルプ・チップ用材等」には、しいたけ原木等を含む。
4：「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
5：百万㎡単位で四捨五入しているため、内訳と計とは一致しない場合がある。

揮に関する目標

森林の適正な整備及び保全の実施により、バランスの良い森林構成・配置となり、多面的機能が持続的に発揮される理想的な森林の状態を「指向する森林の状態」とし、これに到達する過程の5、10、20年後の状態を目標としています（表1）。

この目標は、前基本計画までは、「育成単層林」、「育成複層林」及び「天然生林」の3区分により示していましたが、新たな基本計画では、森林の4割を占める人工林について、その6割が利用期となっている状況等を踏まえ、林業に適した森林として循環利用するものと天然林へ移行するものをより分かりやすい形で示すため、「人工林」と「天然林」に区分し、さらに天然林の内数として「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を示しています。

（2）林産物の供給及び利用に関する目標

期待する機能の発揮に向けた森林の整備及び保全が行われた場合に将来の利用量に対応して供給し得る木材（国産材）供給量、今後の需要動向を見通したうえで、諸課題が解決された場合に実現可能な木材（国産材）利用量を目標として設定しています（表2）。

また、用途別の木材利用量について

では、製材用材や合板用材を合わせた「建築用材等」とパルプ・チップ用材等や燃料材を合わせた「非建築用材等」に区分したうえで、より丸太価格が高い「建築用材等」を中心に、利用量の拡大を図ることとしています（表3）。

3 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

基本計画では、前述の「基本的な方針」や「目標」に沿った内容で、政府が講ずべき施策を記載しています。

（1）森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能の発揮については、「指向する森林の状態」に向けた森林の整備及び保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととし、持続的な森林経営や森林の集積・集約化等を推進することとしています。

持続的な森林経営の推進に向けては、市町村森林整備計画において発揮を期待する機能に応じたゾーンニングを推進することとし、とりわけ、林業適地を効率的施業森林区域等に設定し、路網整備等の施策を重点化することとしています。さらに、林業適地における主伐後の再造林の確保と生物多様性の保全を図るため、森林経営計画制度を見直し、計画作成を促進することとしています。ま

政 策

た、適正な伐採と更新が確保されるよう、森林経営計画制度と伐採造林届出制度の適切な運用を図ることとしています。

森林の集積・集約化の加速に向けては、リモートセンシング等を活用した境界明確化の推進や森林経営管理制度の最大限の活用等を図ることとしています。その際、国や都道府県の積極的なサポートのほか、地域林政アドバイザーや森林総合監理士、森林経営管理法に基づく経営管理支援法人等による市町村の体制整備や技術的支援等を促進することとしています。

このほか、造林の省力化・低コスト化、生物多様性の保全等のための多様な森林づくり、治山対策・森林整備による国土強靱化、延焼しにくい多様な林相への誘導、野生鳥獣の生息環境の保全・整備や緩衝帯の整備、スギ人工林等の伐採・植替え等による花粉の少ない森林への転換等に取り組むこととしています。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

森林の多面的機能の持続的な発揮を図るためには、林業そのものが将来にわたって持続的かつ健全に発展していくことが重要となるため、面的まとまりを持って一体的に長期間経営する多様な林業経営体の育成、

労働安全の確保・生産性向上に向けた林業機械の遠隔操作・自動運転技術等の開発・実装、所得水準の向上に向けた技能検定を活用した能力評価の導入等を進めることとしています。

(3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展に当たっては、国産材の流通及び加工の合理化や、需要拡大等の施策を進めていくことが重要となるため、持続可能な木材取引に向けた再造林から消費に至るまでのコスト構造の整理等の条件整備、JAS等品質性能の確かな製品の安定的・効率的供給、SHK制度や建築物LCCO2の評価等を活用した国産材利用効果の見える化、大径材や広葉樹材を活用した内装材等の製品の開発・普及等を進めることとしています。これらの取組と併せて、関係府省との連携による木育を推進することとしています。

3. 全国森林計画の変更について

全国森林計画は、森林法第4条の規定に基づき、農林水産大臣が、基本計画に即し、全国の森林について5年ごとに15年を1期としてたてる計画で、国の長期にわたる統一的な森林の整備・保全に関する考え方及び森林施業上の指針を明らかにする

ものです。

今回、現行の全国森林計画(計画期間:2024年4月1日から2039年3月31日)について、新たな基本計画の考え方等に即した計画となるよう、目標や記載内容を変更しました。

具体的には、目標について、新たな基本計画の目標区分に即して「人工林」「天然林」「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」と区分して示しました。そのうえで、林業適地の人工林は、効率的施業森林区域の設定や森林経営計画の作成等の積極的な推進により人工林を維持しつつ、林業適地以外の人工林は天然林へ移行する等の取組を進めることとしています。また、その他にも、生物多様性に配慮した森林整備の推進、野生鳥獣対策や林野火災予防対策の推進等について記載の追加等を行っています。

4. おわりに

今後、新たな基本計画や全国森林計画に即して、地域森林計画や市町村森林整備計画等を樹立・変更いただくとともに、計画に基づく取組を進めていただきたいと考えています。

新たな基本計画では、森林・林業・

木材産業関係者に特に必要とされる視点として、短期的な利益のみを追求するのではなく、森林がもたらす価値を分け合う共生関係にあるとの視点を共有し、互いに協力して、森林の適正な管理、森林資源の循環利用を確保すべく努力することが重要である旨を明記しました。林野庁では、現場で具体的な取組が進むよう施策の充実と効果的な展開に努めてまいりますので、「百年つづく『森の国・木の街』の実現に向けて」ご理解とご協力をお願いします。

基本計画や全国森林計画の詳細や関連資料については、林野庁のホームページをご覧ください。

森林・林業基本計画: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/>

全国森林計画: https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sirin_keikaku/con_3.html

【お問い合わせ先】

○森林・林業基本計画 林野庁林政部企画課 企画第一班

TEL: 03-3502-8036

○全国森林計画 林野庁 森林整備部計画課 全国森林計画班

TEL: 03-6744-2339

情 報



▲能登半島地震での車の被害の様子
（石川県珠洲市）

▼被災された方々の声（2分20秒）をQRコードでご覧いただけます。



災害が起きると、被災地では車が不足します。公共交通が限られる地域では、車を失った方々は、通院、買い物、仕事、片付け、行政手続きなど、生活再建に必要なあらゆる場面で困難を抱えます。※被災された方々の実際の声（2分20秒）は、左のQRコードからご覧いただけます。

災害ボランティアセンターなどの支援現場でも、軽トラックやワゴン車が

■石巻から始まった、寄付車による支援

不足すれば、集まったボランティアが十分に活動できません。そして、災害対応にあたる自治体でも、避難所の開設や現地調査に使う公用車が不足します。車は、被災地の復旧を左右するボトルネックなのです。だからこそ、自治体は平時から車の問題を知り、備えを考えておく必要があります。

日本カーシェアリング協会は、約6万台の車が被災した宮城県石巻市で、2011年の東日本大震災をきっかけに設立された非営利組織です。震災の翌月、私は、車を失って困っている方を助きたい一心で車集めを始めました。しかし50社以上に断られ、3カ月かかって、ようやく1台の車を石巻の仮設住宅にお届けできました。それから、この活動は始まりました。私たちは業界団体ではなく、全国の個人・法人・自治体などから寄付いただいた車を活用しています。いまでは寄付で集

■「災害サポート・レンタカー」の仕組み

災害時に行っている車の無償貸出支

めた約600台を活用し、石巻の本部のほか、災害がご縁で設立した7つの支部（秋田・栃木・静岡・石川・佐賀・宮崎・熊本）で、3つの事業を行っています。中心となるのが「モビリティ・レジリエンス」と呼ぶ災害支援事業で、被災された方や支援団体へ車を無償で貸し出す取組です。東日本大震災以降、35の災害に対して延べ1万台以上を提供してきました。このほか、生活困窮者やNPO、地域おこし協力隊などを対象とした低額のカーリース事業や、地域で車をシェアして住民共助の移動支援活動をサポートする事業等に取り組んでいます。



▲寄付いただいた最初の車

災害時の「車の問題」に、自治体はどう備えるか？
—災害サポート・レンタカーの仕組みと、自治体にできること—

一般社団法人日本カーシェアリング協会 代表理事 吉澤武彦

情 報



▲被災地での車支援の様子(令和6年能登半島地震、写真左:輪島市、写真右:能登町)

援の事業を、私たちは「災害サポート・レンタカー」と呼んでいます。車を失った被災者の方には乗用車を1カ月単位で、片付けや支援活動に使う貨物車は3日単位でお貸しします。貸出期間はおおむね4カ月程度、被害が甚大な場

合はさらに延長し、能登半島地震では2年以上にわたって対応しています。費用はいただきます。車はすべて寄付で集め、タイヤやオイルなどはメーカーの協賛、運搬はボランティアの協力で成り立たせるなど、できるだけ費用を抑えて支援する仕組みを15年かけて築いてきました。そうした経費を民間の助成金やこの活動を支えてくださる支援者の方々の寄付、活用が難しい車をパーツや資源化することで得た資金で賄っています。

■連携で、支援の規模が10倍、
そして100倍に

この車の支援は、自治体と連携することで、届けられる規模が大きく変わります。それを最初に実感したのが、2018年の西日本豪雨でした。

たまたま岡山県の伊原本知事がニュースで私たちの活動を知ったことがきっかけとなり、岡山県と連携することになりました。岡山県が倉敷市と私たちをつなぎ、倉敷市には車の貸出拠点となる場所の確保にご協力いただきました。

さらに、避難所へのチラシ掲示、被災世帯への郵送による支援情報の配布、市報での紹介など、徹底して情報を届けてくださいました。岡山県には、地元の自動車販売会社の団体(自販連・軽自動車協会)へ協力要請の文書の発出もしていただき、自動車販売会社の

皆さまが、車の寄付、整備、登録などに協力してくださいました。

その結果、98台の車を活用し、延べ629件の貸出を行うことができました。それまでの私たちの支援規模を10倍以上に広げる、大きな転機となりました。連携が上手くいけば、支援の規模は大きく変わる。この経験でそのことを学んだ私たちは、連携構築を広げていくことに力を注ぐことにしました。

岡山で得た経験は、2024年の能登半島地震・豪雨でさらに大きく花開きました。石川県内の7つの自治体と自動車業界に協力いただいた結果、能登では延べ6,228件の貸出を実現しました。岡山の約10倍、つまりそれ以前から比べると約100倍にあたる規模です。石川県では前年に珠洲市で地震の支援で対応した経験があり、石川県庁の担当者とも面識がありました。また、北陸の自販連(自動車販売会社の団体)とも事例紹介をたまたま防災2カ月前に行うことができていました。その経緯もあり、発災後すぐに連携体制を生むことができたのです。

大規模な災害になるほど、自治体や自動車業界としっかりと連携できるかどうかで、支援の大きさが変わります。つまり、平時から「何が必要になり、誰が担えるか」を考え、連携体制を築いておくことができれば、より大きな支援を行えるようになるのです。

■自治体との連携は「場所」と「広報」

私たちが自治体と連携するのは、大きく「場所」と「広報」の2点です。

支援を行う際、自治体をお願いすることの1つは、場所の提供です。車を保管する駐車スペースと、貸し出しの受付を行う会議室等の場所をご用意いただければ、受付をはじめとするその他の実務は、私たちと後述する登録者(災害対応人材BANK)や現地のNPO等の支援協力者が基本的に担います。もう1つが広報です。私たちがいくら発信しても、被災された方々にはなかなか情報が届きません。ところが、自治体がホームページ・SNS・広報誌、避難所や罹災証明窓口などに設置するチラシ等で発信してくださると、高い確率でお困りの方に情報を届けることができます。実際、令和7年の九州豪雨で支援を利用された方へのアンケートでは、支援を知ったきっかけの約44%が自治体からの発信で、協会からの発信は11%にとどまりました。自治体からの発信が、それだけ大きな力を持つのです。

こうした連携を確かなものにするため、私たちはこれまで全国30の自治体と協定を結んできました。ただ、協定を結んでいる自治体はまだ一部にとどまり、情報が届く地域と届かない地域の差が課題でした。そこで全国町村会・全国市長会と連携させていただき、今

情 報



▲公用車をご寄付いただいた時の様子（左：丸森町、右：大衡村）

回このように、紙面を通じて全国の町村の皆さまへ直接お伝えする機会をいただいたのです。

■自治体が平時から備えられる3つのこと

いざというときのために、自治体が平時からできることもあります。私た

ちは「3つの備え」をご案内しています。1つ目は「車の備え」。住民・企業への車の寄付の呼びかけ（庁舎へのポスター掲示や広報誌などへの周知）や、使わなくなった公用車のご寄付にご協力いただくことで、支援で活用できる車が増えます。2つ目は「人の備え」。車を被災地へ届けるボランティア「架け橋ドライバー」（全国約1,500名）と、現地の拠点で貸出対応などを担う「災害対応人材BANK」（全国約150名）への登録を、地域で広げていただくことです。3つ目は「場所の備え」。発災時に貸し出し拠点となる駐車場や事務スペースを、あらかじめ候補地としてリストアップしておくことです。2026年7月時点で、全国で約400カ所が車の支援で活用できる候補施設としてさまざまな自治体でリストアップされています。いずれも、いざというときの支援の規模とスピードに直結します。

■まずは、ご相談ください

災害はいつ、どこで起きるか分かりません。だからこそ、首長や職員の皆さまの頭の片隅に「車で困ったら相談できる先がある」という情報があるだけで、いざというとき、被災された方へ支援を格段に速く届けられるようになります。車の支援や備えの連携についてご関心をお持ちいただけましたら、どうぞお気軽に当協会へご相談く

ださい。必要に応じて、オンラインでの意見交換や町村会の会合等での説明にも対応します。

■よくある質問

最後に、よくいただく質問にお答えします。

Q. 費用はかりますか。

A. 支援は原則無償です。これまで、支援の対価を自治体からいただいたことは一度もありません。ただ、大規模災害や支援の長期化の際に国の財政措置が発動し、公費の活用が可能になる場合には、必要な支援を届けるために、その時点の状況を踏まえてご相談させていただく場合があります。

Q. 支援を受けるために個別協定は必要ですか。

A. 必要ありません。協定の有無で支援の優先順位を決めることもありません。

A. どのような手続きが必要ですか。

Q. 定型的な事前手続きはありませんか。

A. 支援が必要になった段階で、まず協会へ直接ご相談ください。現地の状況を伺い、可能な範囲で対応いたします。

災害で車を失っても車の支援が届く社会をつくりたい。最も多くの車を失った石巻から生まれたこの取組が、全国の町村の災害への備えに少しでも役立てば幸いです。



▲町村会でご説明させていただいている様子（左：静岡県、右：佐賀県）

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本カーシェアリング協会 モビリティ・レシリエンス事業部

TEL: 0225-2211453

Web: <https://www.japan-csa.org>

CSA.ORG

MAIL: mr@japan-csa.org

町村

ご当地キャラじまん

Vol.199

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。

北海道 上富良野町

北海道 厚沢部町

岡山県 和気町

厚沢部町イメージキャラクター

おらいも君



1984年5月12日生まれ。ずーっと35歳。温厚な性格で、ちょっと天然のところがある。厚沢部音頭などの踊りやスポーツが得意。暑さが少々苦手。写真左から、妻「さつき」、娘「ボデ子」、息子「はぜる」、「おらいも君」の4人家族。

北海道厚沢部町



厚沢部町は、北海道南端、渡島半島の日本海側に位置する町です。農林業を基幹産業とし、1925年に初めて作付けされた馬鈴薯「メークイン」発祥の地として知られています。町内を貫く国道227号線沿いの看板に、町の特産品「あつさぶメークイン」をモチーフとしたキャラクターが描かれていたのを元に誕生したのが「おらいも君」です。後に家族が増え、「おらいもファミリー」として、「あつさぶふるさと夏まつり」等、町内のイベントに参加し、町民や観光客と交流しています。「あつさぶメークイン」をはじめ、メロンやアスパラ、ヤマゴボウ等の特産品のPR活動を行い、町の広報大使として町を盛り上げてきました。常駐している「道の駅あつさぶ」が2026年10月8日にリニューアルオープンする予定なので、ぜひ「おらいもファミリー」に会いに来てほしい。

上富良野町ご当地アイドル

らべとん

北海道 上富良野町



北海道のほぼ中央に位置する上富良野町は、広大なラベンダー畑や十勝岳を望む雄大な景観が特徴の町です。そんな上富良野町のご当地アイドルとして2013年から活躍している「らべとん」は、「豚さがり」が特に絶品といわれる「かみふらのポーク」と町の花「ラベンダー」がモチーフとなっています。町内の看板や交通安全旗、ご当地ポテトチップス「MARUGOTO KAMIFURANO PREMIUM CHIPS 黄金の一枚」のパッケージ等、さまざまな場所で見かけることができます。2月開催の「かみふらの雪まつり」や7月の「ラベンダーフェスタかみふらの」等、町内のイベントはもちろん、北海道外で特産品フェア等に参加することも。「らべとん」は、近寄るとほのかなラベンダーの香りがするので、見かけた際はぜひ近くで清々しい香りを感じてください。



7月28日生まれの17歳の女の子。食べるだけで豚肉の産地がわかるという「きき豚」が得意。趣味はポプリ(香り袋)づくり、食べ歩き、ガーデニング。好きな言葉は「清く、正しく、美しく」。近づくとならベンダーのいい香りがする。

和気町PRキャラクター

タンタン

岡山県和気町



和気町にある「岡山県自然保護センター」からこっそり抜け出して、和気町のPR活動に励んでいる。和気町のPRキャラクター「わけまるくん」と「フジコちゃん」とは大の仲良し。

岡山県の東南部に位置する和気町は、標高200〜400mの山々に囲まれた自然豊かな町です。全国から著名な藤を集め、約100種類・140本の藤が咲き誇る「藤公園」(1985年開園)や旧片上鉄道跡を利用したサイクリングコース「片鉄ロマン街道」といった観光名所で知られています。また、日本一のタンチョウ飼育数を誇る「岡山県自然保護センター」があることから、「わけまるくん」「フジコちゃん」と一緒に町のPRキャラクターを担っているのが、町鳥「タンチョウ」をモチーフとした「タンタン」です。毎年8月16日に開催する「炎の祭典 和文字焼きまつり」や毎年秋に行われる「佐伯タンチョウフェスタ」など、町内のイベントに参加するほか、時には町外にも出かけていって、和気町の魅力を発信しています。

情 報



引退馬、余生も幸せに 全国から集め町おこし

（北海道標茶町）

東京から北海道に移住した夫婦が、東部の標茶町で、乗馬クラブなどを引退した馬を全国から集め、牧場で安価に預かる取り組みを続けている。馬の「ついのすみか」を確保しながら、交流人口を増やして町おこしにつなげる狙いで、ふるさと納税を活用するなど町も協力。「馬を架け橋に町のファンを増やしたい」との夫婦の思いが結実しつつある。

8月半ば、町内の牧場では、全国から預けられた馬がのんびりと余生を過ごしていた。くらを積まず、蹄鉄も外されている。取り組みには町内三つの牧場が参加し、現在計10頭を預かる。親しんでいた馬に会うために全国からファンが集う。

取り組みは、岡本昌さん（66）と妻の千恵さん（59）が乗馬のため東京から道東を訪れる中、馬の頭数減少など地域の課題を感じたことがきっかけ。2016年、昌さんは勤めていた企業を退職し、馬を活用した地域振興を進める「道東ホースタウンプロジェクト」を立ち上げた。その後、同町の地域おこし協力隊に就任し、プロジェクトの一環として引退馬の預かり事業を開始。3年の任期を終えた後も活動を続けるため、20年に会社を設立した。

高齢のため人を乗せられなくなった馬を牧場に預ける費用は高額で、乗馬クラブに

は大きな負担となる。食肉に回されるケースもあるとされ、昌さんは「死ぬまで手とお金をかけられる引退馬はわずか」と説明する。

そこで、標茶町と連携し、ふるさと納税を活用して馬の受け入れ先となる牧場を支援する仕組みを考案。全国の馬好きから年間3千万〜4千万円ほどが集まるという、町内の牧場への預け費用を低減させた。町の担当者は「馬を通して人のつながりや経済効果が生まれている」と期待する。

現在、夫婦は取り組みを道東全体に広げようと拠点となる鶴居村に移して活動する。千恵さんは「頑張ってくれた馬がゆっくり過ごせて、地域と事業者にとっても良い循環をつくってほしい」と目を輝かせている。（2026年9月6日・共同通信）

オンデマンド交通、長野・喬木村で実証実験 村営バス低速で11月から

（長野県喬木村）

長野県下伊那郡喬木村は11月から来年1月まで、予約制で自宅と公共施設間などを移動できるオンデマンド交通の実証実験をする。村営バスの利用が低迷しており、人件費や燃料費が高騰する中で適切な運行体系を模索する。

村営バスは、村中心部と山間部や村外とを結ぶ平日運行の3系統と、週2〜3日、午前中に村中心部を周回する4系統がある。村によると、2025年度の利用者は6779人で、15年度からの10年間で3割減った。朝夕の通学や通院時間帯の便は一定数の乗客がいるが、それ以外は1便当たりの平均乗客数が1桁の便が目立つ。1人当たりの運行経費は同じ10年間で2.5倍の5001円に上がった。

オンデマンド交通は、11月4日から来年1月29日まで運行する計画だ。村営バスに使用している10人乗りワゴン車のほか、7人

乗り車両を新たに1台購入して運用。実験期間中は村営バスの上平線、富田線、阿島線、伊久間線の4系統を運休し、車両や人員を充てる。運行は北部タクシー（高森町）に委託する。

事前登録した村民が平日の日に利用でき、電話や専用サイトで予約する。運行システムは通信大手KDDIの子会社による「mobii」を利用し、予約情報に基づき人工知能（AI）が経路を選定する。乗車料金は1回、大人4000円、子ども2000円。実証実験の経費約2千万円のほとんどを国の補助金で賄い、村は約200万円を負担する。

（2026年9月2日・信濃毎日新聞）

ネット注文から配送まで 鳥取・江府町 買い物支援実証実験

（鳥取県江府町）

買い物に困難な住民への支援と配送の効率化に向け、インターネットで注文した商品を自宅などに届ける実証実験が江府町で始まった。町とアクシスイーパートナーズ（鳥取市）、町内で移動販売を手がける合同会社えんちゃん（同町）が連携。本年度末まで実験し、新たな買い物・物流サービスとしての可能性を検証する。8日、商品の注文から配送、受け取りまでの流れが報道陣に公開された。

実験では、アクシスイーパートナーズが運営するネットモール「トリスト」を活用する。えんちゃん、まるごう溝口店（伯耆町）、ジュンテンドー伯耆店（同）の3店舗の商品約2200点を取り扱い、住民は食料品や日用品、農業用品などをスマートフォンから注文。拠点となる公共施設では、カタログから選んだ商品を集落支援員がタブレットで注文する。

注文を受けた商品はアクシスが各店舗から集め、1日1便、週4回、えんちゃんに

配送。えんちゃんが移動販売車で各家庭や受け取り拠点に届ける。

この日は「なないろサロン」（江府町武庫）で、集落支援員が住民の注文をタブレットで支援の様子や、注文した商品を自宅に受け取る様子などが公開された。利用した川上優穂さん（83）は「同町御机」は「食材は移動販売などで自分で見て選べない思いもあるが、スーパーやコンビニは車の出入りが激しく、駐車場も狭いので行きにくい。スマートフォンでの操作が苦手なので、支援してもらえて助かる」と話した。

えんちゃんの遠藤真吾さん（42）は「お客様の買い物の選択肢が増えるのが利点。うちにない商品は無理に取り寄せず、他の店に任せたい。その分、より良い商品開発をどんどんしていきたい」と意気込んだ。

町の人口は2347人、高齢化率は51.9%（いずれも8月末現在）に上る。高齢化に伴い、買い物や移動が難しい住民が増えているほか、物流の担い手不足も課題となっている。町は6月定例会で、国の交付金を活用した事業費2千万円を計上。本年度末まで実験し、利用状況や事業としての成立性を検証する。

白石祐治町長は「行政関連の書類の配送など、買い物以外にも広げていけるか、さまざまなニーズを検証したい」と話した。

（2026年9月9日・日本海新聞）


本コーナーの記事は施策立案にも役立つ47行政ジャーナルの許諾を受けて掲載しています
<https://47gyosei.jp/>




令和8年度 第1回 海外経済セミナー

工芸品の欧州販路開拓 ～自治体に求められる視点と実践のコツ～

日本の工芸品をどのように欧州市場へ売り込むか。世界17都市で6,600件超の海外展開を支援してきた講師が、フランス・英国・ドイツを中心とした市場の現状や、自治体に求められる視点と実践のコツをわかりやすく紹介します。



「伝統と先端と」パリ展の様子(2025年)

日時 令和8年 **9月29日(火)** 14:00～15:30**開催
方法**オンライン
(Zoomウェビナー)**対象**自治体職員(産業振興・海外販路開拓・
インバウンド誘致・国際関係部署等)、関連団体等**講師**一般社団法人ジャパンプロモーション
代表理事 **生島 儀尊 氏**

日本文化とその担い手の海外展開を支援する一般社団法人ジャパンプロモーション代表理事。2015年に同法人を設立し、パリ、ドバイなど世界17都市で展示会出展から越境EC、現地テスト販売までをワンストップで支援。これまで企業・アーティストの出展支援6,600件超、30の自治体・地域団体の海外展開施策を受託。セミナーでの講演活動も数多く実施している。

こんな皆さんにお勧めです

- ☒ 地域の工芸品の海外販路を開拓したい
- ☒ 地域産業の活性化や担い手確保につなげたい
- ☒ 他自治体の海外展開・取組事例を参考にしたい
- ☒ 欧州市場の現状やノウハウ・支援制度を知りたい

お申込み

9月28日(月)までに、下記URL又は右下の二次元コードよりお申込みください。
講師への質問も募集しております。※先着順・定員500名

https://zoom.us/webinar/register/WN_fNTyX4LnSTCRD1Rp0zHePw

お問合わせ

一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR/クレア)
交流支援部 経済交流課(担当:エンジャ・福田)
TEL: 03-5213-1726 Email: keishin@clair.or.jp



ハロウィン ジャンボ

1等・前後賞合わせて4億円
1等2億円、前後賞各1億円

4億円

ハロウィン ジャンボミニ

1等・前後賞合わせて4,000万円
1等2,000万円、前後賞各1,000万円

4,000万円

各1枚
300円

9月16日(水) 発売

発売期間／9月16日(水)～10月16日(金) 抽せん日／10月26日(月)

PCやスマホで！
ネット購入

宝くじ公式サイト
<https://www.takarakuji-official.jp/>

一般財団法人 全国市町村振興協会 2026年新市町村振興宝くじ

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

随 想

「お前は鬼の遣いか！」9年前の町長選挙では痛烈な言葉を何回も浴びせられた。鬼北町：全国1700余りの自治体の中で、町名に「鬼」の文字が入る唯一の町。「鬼の棲むまち」として鬼のまちづくりを展開している。

十数年前、前町長が町内の道の駅2カ所に4メートルを超える鬼のミニメントを制作した。当時2体で3千万円の経費を要したこと、怖いグロテスクな様相から、当時の住民の中には否定的な意見の方も多数おられた。

を占める山林には、私たちの先代・先々代が植えた40年から70年生の杉・ヒノキが多数存在する。

こどもたちは学校では、森林保護の意識を育むような教育を受けている。しかし今、私たちの世代やこどもたちの世代が「財産」だと思っている森林は、30年後に相も変わらないう緑の財産としてそそり立っているだろうか。私はそうは思わない。1000年生の間伐をしていない山の状況を見た人は誰もいない。多分「財産」ではなく、「価値」として見いだせない厄介者」となる可能性が極めて高

電を事業展開したいと考えている。

杉の成分は、セルロースなどの繊維が70%、その残りの部分がリグニンといわれる物質である。これを化学反応させて出来たものが改質リグニンである。これは油性プラスチックになる。脱炭素社会の新しい社会生活に活用されるものとして期待されている。

現在、鬼北町は「改質リグニン大規模製造技術実証事業」の実施地としてプラント建設を進めている。あくまでこの事業の目的は間伐であり、その間伐を推進する「手段」と



鬼の町！ 改質リグニンへの挑戦！

愛媛県鬼北町長

兵頭 誠 亀

いと判断する。

しかし、ゆるキャラ全盛期にあつて、逆に異様な胴体が評判となり、物珍しさから道の駅を訪れる観光客の方が増えたため、以来道の駅での農産物の売れ行きが落ちることなく推移しており、生産者をはじめ町民の方々の中でもミニメントは市民権を得つつあると感じている。

現在は、「鬼の造形大賞」「鬼のウォールアート」「愛ある鬼嫁コンテスト」など独自色を醸し出すイベントに励んでいる。

鬼北町は四国西南の山に囲まれた典型的な中山間地域で、面積の8割

いて位置付けている。

明治時代以降、林業を生業として生きてきた方は、必ず間伐を実施し、山を財産として守ってきた。それが山を大切にしている者たちのルールだったはずである。

私は、今の間伐の最適時期がきている森林の多くを、次世代への財産として、また町民が誇れる鬼北の自然環境として残していく作業が必要であると考えている。

その徐間伐作業で生じた未利用材の活用方法として、杉の木を使った改質リグニン事業及びバイオマス発

して位置付けている。

現在の林業は、木材価格の低迷により森林所有者が間伐すると赤字になる状況：よって、木を切らない。近年のウッドショック時に、一時的に木材価格が上昇したため、所有する森林伐採を依頼する人が増えたが、林業経営

というよりは、先達の植栽した杉・ヒノキを高値で売り切ろう：という形態



で、全伐したところに植栽する方は珍しい。

これは、次世代に再度財産を残そうとする長期的サイクルの林業経営ではなく、一時的な財産取得にほかならない。

しかし、この状態は森林所有者から言えば当然の行いでもあり責めるつもりはない。

これからの施策として、木材価格を上昇させるため「改質リグニン」「木質バイオマス発電」という手段で、木材価格を付加価値のある、より高い水準で引き取ってもらう：このサイクル・システムを構築していくことで間伐を推進したいと考えている。

またプラントでの雇用、そして木材関係事業者、さらに木材運送への雇用の維持・拡大という二次雇用・三次雇用にもつながっていくれば、他の町にはない林業振興の土台作りとなりうると考えている。

このような状況の副産物・付加価値として企業誘致に付与する事業と考える。

国県のお力も必要だが、最後には、【鬼北町の財産】を守っていくには、今の町民の、後世・未来に対する投資と決意が必要である。

もう少し頑張ろう！